

## 経営改善に向けた水道料金の増額改定について

### 1 論 点

将来にわたって安定的な水道サービスを維持するためには、令和8年4月に水道料金を20%増額改定することが必要と考えるが、このことについてご審議いただくもの。

なお、水道料金の改定は平成2年4月以来36年ぶり。増額改定としては昭和59年4月以来42年ぶり。

### 2 理 由

- (1) これまで公営企業の理念のもと経営努力を続けてきたところ。しかし、人口減少等により今後の料金収入の伸びは期待できない一方で、老朽化した施設の修繕や更新費用は増大しており、水道経営は年々厳しくなっている。
- (2) 令和6年3月に策定した経営戦略において、このまま事業を継続した場合には令和10年度に資金不足が生じることを示し、令和8年度には水道料金を15%増額改定する必要があることに言及した。
- (3) 令和6年能登半島地震で顕在化したように老朽化した施設の耐震化は喫緊の課題である。老朽化した施設の更新を着実に進めるため、今般の物価高騰による財政的影響、さらには市民への負担増、近隣市の料金水準等を総合的に勘案した結果、令和8年4月から水道料金を20%増額改定する必要があると考えた。

### 3 これまでの経営努力

- (1) 水道事業と下水道事業の組織を統合し再編（H30.4～）
- (2) 水道検針業務を毎月検針から隔月検針に変更し支出を削減（H30.4～）
- (3) 水道再開栓・閉栓手数料を導入し収入を確保（H30.4～）
- (4) 水道施設に発電設備を設置し収入を確保（虎溪山配水池：小水力発電、太陽光発電（H28.4～）脇之島送水ポンプ場：太陽光発電（R7.4～（予定））
- (5) 受益者負担の公平性を図り、積極的な滞納整理を実施